

久喜市議会

平成30年6月定例会

市長提出議案質疑通告

平成30年6月28日（木）

質疑通告者一覧

【議案第 52 号 久喜市国民健康保険条例の一部を改正する条例】	
通告第 2 号 渡辺 昌代 議員	1
【議案第 53 号 久喜市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例】	
通告第 2 号 渡辺 昌代 議員	2
通告第 5 号 春山 千明 議員	2
【議案第 54 号 久喜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例】	
通告第 2 号 渡辺 昌代 議員	4
【議案第 55 号 久喜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例】	
通告第 2 号 渡辺 昌代 議員	5
【議案第 58 号 久喜市立図書館条例の一部を改正する条例】	
通告第 3 号 川辺 美信 議員	6
通告第 4 号 杉野 修 議員	6
通告第 5 号 春山 千明 議員	7
通告第 8 号 園部 茂雄 議員	7
通告第 9 号 齊藤 広子 議員	7
【議案第 59 号 工事請負契約の締結について】	
通告第 1 号 猪股 和雄 議員	8
【報告第 10 号 専決処分について】	
通告第 6 号 石田 利春 議員	9
通告第 7 号 田中 勝 議員	9

議案第 5 2 号

久喜市国民健康保険条例の一部を改正する条例

○ 通告第 2 号 渡辺 昌代 議員

- (1) 平成 30 年度から県の運営が始まっているが、県の運営協議会と市の運営協議会とは協議内容について基本的にどのように違うのか。
- (2) 県と市との運営協議会の連携はどのようにしていくのか。
- (3) 今年度の運営協議会の協議内容、目的や今後の計画を伺う。

○ 通告第2号 渡辺 昌代 議員

県で行っていた条例が市で行うことになるものですが、権限が移管されることについて市の基本的な考え方を伺う。

(1) 第1章 第4条 基本方針について

ア 「利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない」としているが、「可能な限り」について市の認識を説明いただきたい。

イ 今後「居宅」を進める上ではかなりの課題があると考えますが、指定・監査・監督がすべて久喜市に任されることになったわけである。市民の命、生活を守る久喜市として今後の「居宅介護支援」の考え方を伺う。

ウ 基本方針にかかる課題はあると考えるか。あるとすれば何と考えるか。

(2) 第3章 第7条 内容及び手続の説明及び同意について

第3項の「利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない」と明示したことによってどのように変わるのか伺う。市の事務は増えるのか。

また、現在、利根医療圏では人口に対する医師数が絶対的に足りない。医師がかなり慢性的に忙しい現状の中で、ケアマネジャーの氏名・連絡を伝えたとして、改善をするには、医師・医療機関関係者の意識のあり方を見直していただかないとらないと考えるがいかがか。

(3) これまで地域密着型サービス事業についての県から市への権限の移管があった。今回は居宅介護支援事業が移管される。これによって介護福祉課は相当の事務量が増えると考えられる。県からの予算措置はないと聞いているが、各市と連携して予算要望を出してもいいのではないかと伺う。

(4) 現在40を超える居宅介護支援事業所の監査についてどのように行っていくのか伺う。

○ 通告第5号 春山 千明 議員

(1) この条例の中で参酌すべき基準はどこか伺います。

(2) 第3条(2) 法人の役員や事業所の従業員になってはならないものの規定があります。この中には事業所の管理者は含まれますか、お伺いします。

(3) この条例にはない「事業所の運営は暴力団員、同関係者の支配を受けてはならない」を規定している自治体もあり重要だと考えます。いかがか伺います。

(4) この条例にはない「利用者に対する虐待の禁止、防止」を規定している自治体もあり、

大変重要だと考えます。いかがか伺います。

議案第54号	久喜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
--------	--

○ 通告第2号 渡辺 昌代 議員

- (1) 第2条第4項の指定介護予防支援事業者の連携に指定特定相談支援事業者が加わることについて、地域包括支援センターの事務、研修等に変更はあるのか伺う。
- (2) 第6条第2項の「利用者は、複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができる」と新たに条例に加わったことにより、地域包括支援センターはその準備をどうするのか。事務については変更、加わる事項、課題はないのか伺う。

○ 通告第 2 号 渡辺 昌代 議員

- (1) 共生型地域密着型サービスが新たに創設されることについて伺う。これまで障がい者支援事業所と介護事業所は、法も資格等も違う中でそれぞれ運営事業をしている。共生型となればかなりの課題があるのではないかと。その対応については、市が関わり指導をしていくのか伺う。
- (2) 第 6 条第 2 項についてサービス提供責任者の業務にこれまで「3 年以上従事した経験を有するもの」から「1 年以上」に変更した理由を伺う。問題はないのか。
- (3) 第 6 条第 5 項・第 7 項・第 8 項についてこれまで「午後 6 時から午前 8 時までの間において」と時間の指定をしていたが、外されることになった。その理由を伺う。事業への影響はないのか伺う。
- (4) 第 39 条第 1 項では、「介護・医療連携推進会議」への報告や評価を受け、要望・助言を聴く機会を 3 月に一回から 6 月に一回に変更となるが機会を削減された理由を伺う。
- (5) 条例に「介護医療院」がさまざまな箇所に加わった。しかし、「介護医療院」が加わるのであれば、久喜市は、その普及、市民への説明等していくべきと考えるがいかがか。今後の介護医療院の役割についてどのように認識をしているのか伺う。
- (6) 第 138 条第 6 項第 2 号、第 158 条第 6 項第 2 号、第 183 条第 8 項第 2 号の身体的拘束等の適正化について、それぞれ指針を整備することとされているが、そのことについて、どのように行うのか説明を求める。

○ 通告第 3 号 川辺 美信 議員

- (1) 図書館の指定管理者でマスコミをにぎわせた、佐賀県高雄市の市立図書館の指定管理者「カルチュア・コンビニエンス・クラブ（以下 CCC）」はこれまでの図書館像を大きく変えました。図書の貸し出しに CCC のポイントカードが利用でき、自動貸出機を利用すれば 1 日 1 回 3 円分のポイント付加、スターバックスコーヒーを併設してコーヒーを飲みながら読書ができ、年中無休で朝 9 時から夜 9 時までと、来館者数が大幅に増えました。一方で、古い本ばかりで新しい本がまったく入ってこない、需要の見込まれない古書等が書架の見栄えをよくするため大量に収集されたなどの問題点も指摘されています。市の見解を伺います。
- (2) 図書館法では、公立図書館は教育委員会が管理する機関であり、運営やサービスの提供は自治体の責務と定め、自治体が図書館の運営方針や事業計画を定め、図書館の運営の評価をすると定められています。指定管理者の導入によって変更点はありますかお伺いします。
- (3) 「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」では、公立図書館の事業の継続、安定性の基にサービスを計画し適切な図書館評価を行い、改善を図りながら運営することを定めています。これを踏まえて次の項目についてお伺います。
- ア 地方自治法では「指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。」と定められており、おおむね 3 年から 5 年が指定期間となっています。期間満了後も、引き続き指定管理者として指定されるかはわかりません。公立図書館の事業の継続、安定性の基にサービスを計画し適切な図書館評価を行い、改善を図りながら運営することには馴染まないと考えますが、見解をお伺いします。
- イ 指定管理者の職員は非正規雇用形態が多くみられ、サービスの維持・向上を果たす上で、安定した身分を確立して優れた人材を確保することは難しいと考えられます。見解をお伺いします。

○ 通告第 4 号 杉野 修 議員

本議案は、久喜市図書館協議会が平成 29 年 12 月に答申したことに基づいて、本市の図書館に指定管理者制度を導入しようとする条例改正である。以下伺う。

- (1) 第 5 条において、指定管理者制度導入は「図書館の設置の目的を効果的に達成するため」としている。答申の 7 点の「課題と再検討」から提案根拠を示されたい。
- (2) 答申にあるように、指定管理者制度の導入によって図書館の「開館日数の拡大」、「利用時間の延長」ができることとしたことについて、以下の点で教育委員会の判断を伺う。
- ア できるとした理由について

イ 指定管理者に対し、日数の拡大、利用時間の延長をどのように求めるのか。具体的に示されたい。

- (3) 図書館事業に、いったんは指定管理者制度を導入した自治体でもその後、市直営に戻した事例は少なくない。協議会や、教育委員会では、その事例を検証されたか伺う。
- (4) 民間の事業者を指定することで、利用者や市民の「個人情報や読書歴」などの情報が民間事業者の情報となってしまう。個人情報の保護に関してはどのように担保されるか伺う。
- (5) 公契約条例が未制定の本市にあっては、指定管理者が利益を上げんとすることによって雇用する職員の人件費圧縮をすることが懸念される。市はどう関与するのか伺う。
- (6) 公立図書館は、教育委員会が管理する教育機関であり、法が示す運営やサービスを行うことは自治体の責務であることから、市の直営がふさわしいのではないか。

○ 通告第5号 春山 千明 議員

- (1) 久喜市図書館の目指すべき姿を明確に示すことが大切ですがどう考えますか。
- (2) 地域の特性、地域による住民ニーズなど、適切なノウハウの継承が不可欠だと考えます。どのようにしていくのか伺います。
- (3) 複数の図書館があります。それぞれの図書館の目指すべき姿とともにそれぞれの館の役割、機能分担を考慮する必要があると考えます。いかが伺います。
- (4) 利用促進の逆インセンティブに関してはどのように考えるかお伺いします。

○ 通告第8号 園部 茂雄 議員

- (1) 久喜市立図書館を指定管理者への移行を目的に改正されるが、開館日数が県内最下位の状況となっていますので、市民サービスの向上を第一に考え、開館日数の増加や開館時間延長が見直されるべきと思うが、教育委員会の基本方針を伺う。

○ 通告第9号 齊藤 広子 議員

- (1) この指定管理は、現在市内4か所の図書館と理科大跡地に予定されている子ども図書館にも該当するのか伺う。
- (2) 「第3条に館長、司書その他必要な職員を置く。」とあるが「その他必要な職員」とは、どのような職員なのか伺う。
- (3) この条例は、平成31年4月1日から施行とあるが、この議会で可決されてからのスケジュールを伺う。

○ 通告第1号 猪股 和雄 議員

- (1) 工事のスケジュール、完成予定を明らかにされたい。
- (2) できるだけ早く着工して、2学期からでも使えるようにすべきであったが、遅れた理由を説明されたい。
3学期からでも利用開始をめざすべきではないか。
- (3) 1部屋70㎡強で4部屋を整備するが、児童数何名を想定しているか。
今年4月の学童保育児童数は180名を超えたが、今後、何名くらいまで増えると推定しているか

○ 通告第6号 石田 利春 議員

(1) 防犯灯の倒壊事故による損害賠償が実施されました。

二度と起こさないための対応について、どのような対応をすすめたのか伺う。

(2) 台風21号通過後の強風が要因と報告されています。「強風」による被害は、この損害賠償したものだけであったのか。他の防犯灯にも被害が出ているとすれば、どのようなものがあつたか伺う。

○ 通告第7号 田中 勝 議員

(1) 報告は、損害賠償の額59,530円の専決処分である。概要は、台風災害で防犯灯が倒れ「ごみ集積所で作業していた相手方の頭部に接触し、負傷させた」という事故である。

台風の風圧で倒れたといえ、相当腐食が進んでいたものと推察される。比較的人目が多い場所で、なぜ？気がつかなかつたのか、些か疑問が残る。防犯灯の安全対策は実施されていないのか。また、市民の情報提供などはないのか、お伺いする。